

高知県立春野総合運動公園売店・喫茶店運営委託業務プロポーザル募集要領

1 事業概要

(1) 委託業務名

春野総合運動公園売店・喫茶店運営委託業務

(2) 事業目的

本事業は、春野総合運動公園売店・喫茶店運営について、効果的かつ効率的な運営方法により、施設利用者の利便性を向上させ、利用満足度をより高める施設となることを目的とします。

(3) 春野総合運動公園の概要

所在地：高知県高知市春野町芳原、西分

面積：59.9ha（管理面積 59.7ha）

主な施設：野球場、陸上競技場、球技場、運動広場、多目的広場、パークゴルフ場、ソフトボール場、テニスコート、水泳場、屋内運動場、体育館、相撲場、射撃場、アーチェリー場、ちびっこ広場、クロスカントリーコース、散策道、展望台、園路、駐車場

売店：野球場内、陸上競技場内

喫茶店：体育館内

開設年：昭和54年

設置目的：高知県の中央部に位置しており、県民の体力の向上を目指すことを目的として、緑あふれる穏やかな丘陵地に各施設が設置されています。

(4) 春野総合運動公園運営概要

①開園日 年末年始（12月29日から1月3日）を除く毎日。ただし、水泳場は、1月4日及び5日は開業準備のため利用できません。

②開園時間 基本的には、午前8時30分から午後5時までですが、時間が延長されています。詳しくは、ホームページ（www.kochi-haruno.org/）でご確認ください。

③主要事業 運動施設管理運営事業
スポーツ教室開催等のスポーツ振興事業

④利用者数 年間50万人程度

(5) 委託業務の内容

別途定める「春野総合運動公園売店・喫茶店運営委託業務仕様書」のとおり
野球場売店、陸上競技場売店と体育館喫茶店を一括で委託します。

(6) 委託期間

契約締結日から平成36年3月31日までとします。ただし、委託期間には、備品等の設置及び撤去に要する期間を含みます（業務開始日等については、公益財団法人高知県スポーツ振興財団（以下、「当財団」という。）との協議による）。

2 受託企業等負担金について

受託企業等については、委託期間の年度ごとに受託企業等負担金を負担していただきます。

その額については、313千円以上の金額を、プロポーザル参加企業等に提案していただくことによって決定します。ただし、金額については、その後の状況により再協議を妨げるものではありません。

また、高知県立都市公園条例の改正により再協議する場合があります。

負担金は、毎年度4月末までに納付していただきます。

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、随意契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「春野総合運動公園売店・喫茶店運営委託業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書等と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公平に審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と当財団は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行い、この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。なお、10日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて当財団と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとします。また、次の各要件を満たしている複数の事業者による共同での提案も可能としますが、その場合は、代表する法人等を定めてください。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を募集期間内に受けてないこと又は同規定第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (3) 高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を置く者であること。
- (4) 高知県税を滞納していないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) この募集開始の日から当該事業の企画提案書の提出の日までの間に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法令に違反したとして行政処分を受けていないこと。また、売店又は飲食店の運営実績があること。

6 現地案内会の開催

公園施設内の売店2箇所、喫茶店1箇所の現地案内会を開催します。参加希望団体は平成31年3月8日（金）午後5時までに現地案内会申込書（様式1）に記入して、下記の参加申込先にファックス又はEメールで提出してください。ただし、参加申込みがない場合は開催しません。

(1) 開催日時及び開催場所

開催日時：平成31年3月中旬（予定）
高知県立春野総合運動公園（管理事務所前集合）

(2) 内容

施設の案内のみとし、会場を設けての説明会ではありません。
原則として、質疑応答は、7 募集に関する質問及び回答によりお願いします。

(3) 参加申込先

〒781-0311 高知市春野町芳原 2485
公益財団法人高知県スポーツ振興財団 企画総務課
FAX : 088-841-3107 E-mail : info@ksc-net.or.jp

7 募集に関する質問及び回答

(1) 受付期間

募集開始から平成31年3月11日（月）午後5時まで

(2) 受付方法

質疑書（様式2）に記入して、企画総務課に、ファックス、電子メール又は、郵便等にて送付してください。口頭によるものは、受け付けません。

また、ファックス又は電子メールの場合は、電話により着信を確認してください。

（送付先）〒781-0311 高知市春野町芳原 2485

公益財団法人高知県スポーツ振興財団 企画総務課
E-mail : info@ksc-net.or.jp
TEL : 088-841-3105
FAX : 088-841-3107

(3) 回答方法

当財団のホームページに質問と回答を順次掲載します。

アドレス <http://www.kochi-haruno.org/>

8 参加申込及び資格要件の確認

(1) 提出書類

- ① 様式3 参加申込書
- ② 様式4 参加資格確認書
- ③ 様式5 法人等概要書
- ④ 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
- ⑤ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては役員名簿及び代表者の住民票の写し
- ⑥ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- ⑦ 高知県税の納税証明書（滞納がないことの証明）
- ⑧ 消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がないことの証明）
- ⑨ 複数の事業者による共同での提案の場合は、④から⑧の書類は、事業者ごとに提出するとともに、複数の事業者の役割分担に関する書類（任意様式）

※上記提出資料には、見やすいように目次やページを付けるなどの工夫をして各1部提出してください。

(申込先) 〒781-0311 高知市春野町芳原 2485

公益財団法人高知県スポーツ振興財団企画総務課

(2) 提出方法

郵送（書留）又は持参。

(3) 提出期限

平成31年3月15日（金）午後5時まで

ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成31年3月15日（金）の消印のあるものまで受け付けます。

(4) 資格要件の確認

参加申込者から提出のあった参加申込書等を確認のうえ、資格要件審査の結果を平成31年3月19日（火）までに参加申込者へ電子メールにて通知します。

(5) 資格要件を満たさなかった参加申込者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内に、書面により、当財団の理事長に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。

イ 当財団理事長は説明を求められた場合、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「春野総合運動公園売店・喫茶店運営委託業務プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり

1 0 審査

別途定める「春野総合運動公園売店・喫茶店運営委託業務プロポーザル審査要領」のとおり

1 1 審査結果

審査結果は、全ての参加者に文書で通知します。

なお、審査結果は、公益財団法人高知県スポーツ振興財団情報公開規程に基づき開示請求があった場合には開示の対象となります。

1 2 日程（一部予定）

平成31年3月1日（金）	募集開始
平成31年3月8日（金）	現地案内会申込締切
平成31年3月中旬	現地案内会（予定）
平成31年3月11日（月）	質疑書提出締切
平成31年3月15日（金）	参加申込書及び資格確認書提出締切
平成31年3月22日（金）	企画提案書提出締切
平成31年3月下旬	審査委員会開催予定（プレゼンテーション）
平成31年4月上旬	審査結果通知予定
平成31年4月上旬	委託契約締結予定

1 3 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じて複写（当財団及び審査委員会での使用）を行います。
- (3) 提出された企画提案書は、公益財団法人高知県スポーツ振興財団情報公開規程に基づく開示請求があった場合には、同規程に基づき、当財団が判断します。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしに利用することはありません。

1 4 問合せ先

〒781-0311 高知市春野町芳原 2485
公益財団法人高知県スポーツ振興財団
吉本（企画総務課課長補佐）、岡本（企画総務課課長）
TEL : 088-841-3105
FAX : 088-841-3107

1 5 その他

- (1) 企画提案書は、1参加者1提案とします。
- (2) 企画提案書を受理した後は、その追加及び修正はできません。
- (3) 参加申込提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とします。
- (5) 働きかけの禁止
本件提案に関して、審査員への働きかけを禁止します。